

紀 要 委 員 会 委 員

梅 原 基 雄
亀 山 幸 吉
※ 小 杉 誠 司
佐 藤 純 子
田 村 惠 一
萩 原 英 敏
長谷部 比呂美
稲 葉 尚 幸
(※ 委員長)

編 集 後 記

年末にこの編集後記を書いていて思うことは、この1年間社会を揺るがしたSTAP細胞事件のことである。理化学研究所の調査委員会は12月26日、STAP細胞について万能細胞のES細胞が混入された可能性が高いとの調査結果を公表した。結局STAP細胞はなかったということである。

論文のデータにはこのほかにも多数の疑問が指摘されていたが、実験データを小保方氏がほとんど提出せず、提出された実験ノートにも記載がないため、ねつ造や改ざんなどを認定できなかったという。このような結論に対して、なにか納得できないものを感じるのは私だけであろうか。「疑わしきは罰せず」は、刑事裁判における大原則であるが、論文の内容に対して疑義が提出されたとき、その疑義を晴らす義務があるのは疑いをかけられた研究者である。ずさんな実験ノートしか提出できない場合には、その研究に不正があったとみなすのが妥当ではないだろうか。(S. K記)

淑徳大学短期大学部研究紀要 第 54 号

発行日 平成 27 年 2 月 25 日

編 集 行 淑徳大学短期大学部 紀要委員会
〒 174 - 8631
東京都板橋区前野町 6 - 36 - 4
電話 03 - 3966 - 7631 (代)
FAX 03 - 3558 - 7990 (代)

印 刷 株式会社 白鷗社
〒 170 - 0002
東京都豊島区巢鴨 1 - 14 - 10
電話 03 - 5977 - 8761 (代)